

介護報酬の算定構造

介護サービス

平成31年4月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

3 訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
	准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算()	複数名訪問加算()	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算()	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書示期間の日数につき減算(1日につき)		
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (311単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +482単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は ()の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位			
(2) 30分未満 (467単位)																
(3) 30分以上1時間未満 (816単位)																
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,118単位)																
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (294単位) 1日に2回を超えて実施する場合は90/100																
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (263単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +482単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき ()の場合 +500単位 又は ()の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位			
(2) 30分未満 (396単位)																
(3) 30分以上1時間未満 (569単位)																
(4) 1時間以上1時間30分未満 (836単位)																
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×38/100					+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位			
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)																
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)																
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)																
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算() (1月につき +500単位) (2) 看護体制強化加算() (1月につき +300単位)															
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 1単位を加算) ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)															

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できずとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合							
	介護老人保健施設の場合	1回につき 290単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×20/100	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算() リハビリテーションマネジメント加算() リハビリテーションマネジメント加算() リハビリテーションマネジメント加算()
	介護医療院の場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100					

ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費() (1)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (507単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (483単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費() (在宅医療総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (294単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (284単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)		(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (483単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (558単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (414単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (507単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (376単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)		(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (483単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)		(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (323単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)			
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 単一建物居住者以外の利用者 に対して行う場合	注 保健師が行う場合 +600単位 看護師が行う場合 +500単位			
		(2) 単一建物居住者に対して行う場合(同一目的の訪問)			

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※同一目的で行われては、年2回(3月1日及び9月30日)まで算定可能である。

8 短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		転居を行う施設等の勤務条件競争を要しない場合	利用者の収入と入所者の収入の合計が利用者負担額を超えない場合	介護職員等単位の員数が基準に満たない場合	移動型ユニット・グループユニット等に配置していない介護型ユニットに計上される場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	生活介護施設と併設する場合	
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費() <夜間型施設>	要介護1: 625 単位 要介護2: 693 単位 要介護3: 763 単位 要介護4: 831 単位 要介護5: 897 単位																	
		(二) 単独型短期入所生活介護費() <多床型>	要介護1: 625 単位 要介護2: 693 単位 要介護3: 763 単位 要介護4: 831 単位 要介護5: 897 単位																	
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費() <夜間型施設>	要介護1: 652 単位 要介護2: 722 単位 要介護3: 790 単位 要介護4: 856 単位 要介護5: 924 単位			指定短期入所事業所が行う場合 × 92/100	1日につき × 13 単位													
		(二) 併設型短期入所生活介護費() <多床型>	要介護1: 652 単位 要介護2: 722 単位 要介護3: 790 単位 要介護4: 856 単位 要介護5: 924 単位																	
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費() <ユニット型個室>	要介護1: 790 単位 要介護2: 853 単位 要介護3: 916 単位 要介護4: 979 単位 要介護5: 1042 単位	× 97/100	× 78/100	× 79/100														
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費() <ユニット型個室の多床室>	要介護1: 723 単位 要介護2: 790 単位 要介護3: 853 単位 要介護4: 916 単位 要介護5: 979 単位																	
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費() <ユニット型個室>	要介護1: 749 単位 要介護2: 812 単位 要介護3: 875 単位 要介護4: 938 単位 要介護5: 1001 単位																	
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費() <ユニット型個室の多床室>	要介護1: 682 単位 要介護2: 749 単位 要介護3: 812 単位 要介護4: 875 単位 要介護5: 938 単位																	
Ⅷ 療養食加算 (1日につき 8 単位を加算(1日3回を限度))																				
Ⅱ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算()又は()を算定している場合 (1日につき 42 単位を加算)																			
	(2) 看護体制加算()又は()を算定している場合 (1日につき 41.7 単位を加算)																			
	(3) (1)ないし(2)の看護体制加算を算定している場合 (1日につき 41.3 単位を加算)																			
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 40.9 単位を加算)																			
Ⅲ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3 単位を加算)																			
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4 単位を加算)																			
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 1 単位を加算)																			
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 1 単位を加算)																			
	(3) サービス提供体制強化加算()ハ (1日につき 6 単位を加算)																			
	(4) サービス提供体制強化加算()ニ (1日につき 8 単位を加算)																			
介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 所定単位数 × 33/1000)	所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計																		
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 所定単位数 × 41/1000)																			
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 所定単位数 × 33/1000)																			
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 所定単位数 × 33/1000)																			
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき 所定単位数 × 33/1000)																			
サービス提供体制強化加算、及び介護職員処遇改善加算は、支給調整管理の対象外の算定項目																				

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		活動を行う職員の勤務条件が基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数割合が所定基準を超える場合	医師、看護職員、介護職員、作業療法士、作業療法士、作業療法士の員数が基準に満たない場合	定数のユニットリーダーをユニット毎に配置していないユニットにおける体制が未整備である場合	認知症ケア加算	認知症行動心理状態加算	緊急時治療管理	緊急時治療管理	緊急時治療管理	緊急時治療管理	緊急時治療管理	緊急時治療管理	緊急時治療管理	
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <従来型個室> [基本型]	要介護1 (753 単位)												
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <従来型個室> [在宅強化型]	要介護1 (798 単位)												
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室> [基本型]	要介護1 (865 単位)												
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室> [在宅強化型]	要介護1 (927 単位)												
	二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤職員配置・看護職員を配置>	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <従来型個室> [療養型]	要介護1 (865 単位)												
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室> [療養型]	要介護1 (927 単位)												
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室> [在宅強化型]	要介護1 (1,039 単位)												
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室> [在宅強化型]	要介護1 (1,099 単位)												
	三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <療養型個室・看護オンコール体制>	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <従来型個室> [療養型]	要介護1 (865 単位)												
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室> [療養型]	要介護1 (927 単位)												
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室> [在宅強化型]	要介護1 (1,039 単位)												
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室> [在宅強化型]	要介護1 (1,099 単位)												
	四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <従来型個室>	要介護1 (843 単位)												
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (894 単位)												
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (944 単位)												
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (994 単位)												
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ()	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <ユニット型個室> [基本型]	要介護1 (877 単位)	×97/100	×70/100	×70/100									
		b) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <ユニット型個室> [在宅強化型]	要介護1 (927 単位)												
		c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <ユニット型個室的多床室> [基本型]	要介護1 (992 単位)												
		d) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <ユニット型個室的多床室> [在宅強化型]	要介護1 (1,043 単位)												
		e) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <ユニット型個室的多床室> [在宅強化型]	要介護1 (1,099 単位)												
		f) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <ユニット型個室的多床室> [在宅強化型]	要介護1 (1,154 単位)												
		g) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <ユニット型個室的多床室> [療養型]	要介護1 (1,210 単位)												
		h) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <ユニット型個室的多床室> [療養型]	要介護1 (1,264 単位)												
	二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <常勤職員配置・看護職員を配置>	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <従来型個室>	要介護1 (840 単位)												
		b) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (894 単位)												
		c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (940 単位)												
		d) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (994 単位)												
	三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <療養型個室・看護オンコール体制>	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <従来型個室>	要介護1 (816 単位)												
		b) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (861 単位)												
		c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (906 単位)												
		d) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (951 単位)												
四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 () <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <従来型個室>	要介護1 (816 単位)													
	b) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (861 単位)													
	c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (906 単位)													
	d) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費() <多床室>	要介護1 (951 単位)													
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)													
	二) 4時間以上5時間未満	(905 単位)													
	三) 5時間以上6時間未満	(1,257 単位)													
注 特別療養費		一) 療養体制維持特別加算 () (1日につき 27単位を加算) 二) 療養体制維持特別加算 () (1日につき 57単位を加算)													
注 療養体制維持特別加算		一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) 二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)													
(4) 療養体加算		(1日につき 4単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算		一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) 二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)													
(6) 緊急時治療費		一) 緊急時治療管理 (療養型を認めない場合) (1日に1回を限度に1日に11単位を算定) 二) 緊急時治療管理 (療養型を認める場合) (1日に1回を限度に1日に11単位を算定) 三) 特定治療 (1月に1回を限度に1日に11単位を算定)													
(7) サービス提供体制強化加算		一) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算) 二) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算) 三) サービス提供体制強化加算()ハ (1日につき 6単位を加算) 四) サービス提供体制強化加算()ニ (1日につき 6単位を加算)													
(8) 介護職員処遇改善加算		一) 介護職員処遇改善加算 (1月につき +所定単位×39/100) 二) 介護職員処遇改善加算 (1月につき +所定単位×29/100) 三) 介護職員処遇改善加算 (1月につき +所定単位×16/100) 四) 介護職員処遇改善加算 (1月につき +所定単位×16/100) 五) 介護職員処遇改善加算 (1月につき +所定単位×16/100)													
		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算出した単位数の合計													
注 特別療養費、緊急時治療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目															

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	居室を有しない場合	認知症行動・心理状態緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 () 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (673 単位) 要介護2 (722 単位) 要介護3 (770 単位) 要介護4 (818 単位) 要介護5 (867 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位		
		b 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (700 単位) 要介護2 (752 単位) 要介護3 (802 単位) 要介護4 (852 単位) 要介護5 (903 単位)									
		c 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (691 単位) 要介護2 (741 単位) 要介護3 (791 単位) 要介護4 (840 単位) 要介護5 (890 単位)									
		d 診療所短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (777 単位) 要介護2 (825 単位) 要介護3 (875 単位) 要介護4 (922 単位) 要介護5 (971 単位)									
		e 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (809 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (911 単位) 要介護4 (961 単位) 要介護5 (1,012 単位)									
		f 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (848 単位) 要介護3 (898 単位) 要介護4 (947 単位) 要介護5 (998 単位)									
	(二) 診療所短期入所療養介護費 () 看護-介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (696 単位) 要介護2 (640 単位) 要介護3 (683 単位) 要介護4 (728 単位) 要介護5 (771 単位)									
		b 診療所短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (702 単位) 要介護2 (745 単位) 要介護3 (789 単位) 要介護4 (832 単位) 要介護5 (876 単位)									
		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>								要介護1 (798 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (943 単位) 要介護5 (992 単位)	×97/100
											要介護1 (825 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)	
			(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>								要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)	
											要介護1 (798 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (943 単位) 要介護5 (992 単位)	
(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (825 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)											
	要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)											
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)											
	要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)										
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)										
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)										
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 3単位を加算)										
	(二) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 4単位を加算)										
(6) 特定診療費												
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 18単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 12単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×26/1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +(三)の80/100)										
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計												
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目												

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (1,017 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100	× 97 / 100		
			要介護2 (1,081 単位)							
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,122 単位)							
		要介護2 (1,187 単位)								
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (1,029 単位)						
			要介護2 (1,097 単位)							
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,068 単位)							
		要介護2 (1,135 単位)								
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (924 単位)						
			要介護2 (1,000 単位)							
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,065 単位)								
	要介護2 (1,130 単位)									
	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (1,040 単位)							
		要介護2 (1,108 単位)								
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,171 単位)								
	要介護2 (1,236 単位)									
	(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (966 単位)							
		要介護2 (1,029 単位)								
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (966 単位)								
	要介護2 (1,029 単位)									
一般病棟	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (919 単位)							
		要介護2 (985 単位)								
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,024 単位)								
	要介護2 (1,089 単位)									
	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (860 単位)							
		要介護2 (924 単位)								
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (860 単位)								
	要介護2 (924 単位)									
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (985 単位)							
		要介護2 (1,052 単位)								
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,116 単位)									
要介護2 (1,181 単位)										
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (966 単位)								
	要介護2 (1,029 単位)									
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (966 単位)									
要介護2 (1,029 単位)										
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (830 単位)								
	要介護2 (895 単位)									
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (830 単位)									
要介護2 (895 単位)										
(六) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (873 単位)								
	要介護2 (936 単位)									
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,000 単位)									
要介護2 (1,065 単位)										
(2) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100	× 97 / 100		
			要介護2 (1,207 単位)							
		b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,143 単位)							
		要介護2 (1,207 単位)								
		要介護3 (1,271 単位)								
	一般病棟	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位)						
			要介護2 (1,155 単位)							
		b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,088 単位)							
		要介護2 (1,155 単位)								
		要介護3 (1,223 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位)							
		要介護2 (1,155 単位)								
	b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,088 単位)								
	要介護2 (1,155 単位)									
	要介護3 (1,223 単位)									
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)								
	(四) 8時間以上10時間未満	(1,609 単位)								
	(五) 10時間以上12時間未満	(1,961 単位)								
(5) 療養費加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ()イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 ()ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 ()ハ	(1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算 ()ニ	(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1,000)								
	(二) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 19 / 1,000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 10 / 1,000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の90 / 1,000)								
	(五) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の80 / 1,000)								
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計										
注 特定診療費、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目										

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護・介護職員の数が必要に満たない場合	介護職員の数が基準に満たない場合	身体拘束禁止実施済	入居継続支援	生活機能向上連携	個別機能訓練	夜間看護体制	若年性認知症入居者受入	医療機関連携	口腔衛生管理	栄養スクリーニング	障害者等支援	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合		
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (534 単位)	×70 / 100		- 53 単位	1日につき +36 単位	1月につき +200 単位	1日につき +10 単位	1日につき +10 単位	1日につき +120 単位	1月につき +80 単位	1月につき +30 単位	1日につき +5 単位 (4月に1回を限度)				
	要介護2 (599 単位)			- 60 単位		ただし、個別機能訓練を加算を算定している場合は、1月につき +100 単位										
	要介護3 (668 単位)			- 67 単位												
	要介護4 (732 単位)			- 73 単位												
	要介護5 (800 単位)			- 80 単位												
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82 単位)		×70 / 100														訪問介護 身体介護 所要時間15分未満の場合 95 単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191 単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260 単位 所要時間30分を超えて所要時間が15分増すごとに86 単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 567 単位に所要時間1時間30分を超えて所要時間が15分増すごとに36 単位を加算した単位数 生活援助 所要時間15分未満の場合 48 単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95 単位に所要時間15分を超えて所要時間が15分増すごとに48 単位を加算した単位数 所要時間1時間以上 所要時間15分未満の場合 217 単位 所要時間1時間15分以上の場合 260 単位 通院等乗降介助 1回につき 86 単位 他の訪問系サービス及び通所サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ただし、基本部分も含めて要介護レベルに定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (534 単位) 要介護2 (599 単位) 要介護3 (668 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70 / 100														
ニ 退院・退所連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30 単位を加算)															
ホ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144 単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680 単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280 単位を加算)															
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4 単位を加算)															
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (イ) (1日につき 18 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 (ロ) (1日につき 12 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6 単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6 単位を加算)															
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 82 / 100) (2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 60 / 100) (3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 33 / 100) (4) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3) の 90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3) の 80 / 100)															
限度額	要介護1 16,203 単位 要介護2 19,140 単位 要介護3 20,246 単位 要介護4 22,192 単位 要介護5 24,620 単位															
短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。																

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 別に指定福祉用具貸与に準じた費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (箇々の用具ごとに算定費の100 / 106を限度)	交通費に相当する額を2 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (箇々の用具ごとに貸与費の2 / 3を限度)	交通費に相当する額を1 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (箇々の用具ごとに貸与費の2 / 3を限度)
歩行補助具 歩行補助杖 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排渇処理装置			

「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

要介護1の者については、要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費() 要介護1・2 (1,053単位) 要介護3・4・5 (1,368単位)	(2) 居宅介護支援費() ()	要介護1・2 (527単位)	(運営基準減算の場合) × 50 / 100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき - 200単位
			要介護3・4・5 (684単位)					
		(3) 居宅介護支援費() ()	要介護1・2 (316単位)					
			要介護3・4・5 (410単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算() (1月につき + 500単位)							
	(2) 特定事業所加算() (1月につき + 400単位)							
	(3) 特定事業所加算() (1月につき + 300単位)							
	(4) 特定事業所加算() (1月につき + 125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算() (1月につき + 200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算() (1月につき + 100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ (+ 450単位)							
	(2) 退院・退所加算()ロ (+ 600単位)							
	(3) 退院・退所加算()イ (+ 600単位)							
	(4) 退院・退所加算()ロ (+ 750単位)							
	(5) 退院・退所加算() (+ 900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+ 300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+ 300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に + 200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(+ 400単位)					

居宅介護支援費()・()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
~~ハ(4)については、平成31年4月1日から算定できるものとする。~~

2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入所者の数が 人前定員を超 える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、 作業療法士、 言語聴覚士又は 介護支援専門員 の員数が基準に 満たない場合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットア ドにおける体制が 未整備である 場合	身体拘束禁止 未実施減算	夜勤職員配置 加算	短期集中ハ ビテーション 実施加算	認知症短期集 中ハビテー ション実施 加算	認知症ケア加 算	若年性認知症 入所者受入加 算	在宅復帰・ 在宅療養支 援機能加算 ()	在宅復帰・ 在宅療養支 援機能加算 ()
イ 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(一) 介護保健施設 サービス費 () <従来型個室> [基本型]	要介護1 ()	698 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-70単位	1日につき +244単位	1日につき +240単位 (週1日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位
		要介護2 ()	743 単位					-74単位						
		要介護3 ()	804 単位					-80単位						
		要介護4 ()	856 単位					-86単位						
	(二) 介護保健施設 サービス費 () <従来型個室> [在宅強化型]	要介護1 ()	907 単位					-91単位						
		要介護2 ()	739 単位					-74単位						
		要介護3 ()	872 単位					-87単位						
		要介護4 ()	928 単位					-93単位						
	(三) 介護保健施設 サービス費 () <多床室> [基本型]	要介護1 ()	771 単位					-77単位						
		要介護2 ()	819 単位					-82単位						
		要介護3 ()	880 単位					-88単位						
		要介護4 ()	931 単位					-93単位						
	(四) 介護保健施設 サービス費 () <多床室> [在宅強化型]	要介護1 ()	984 単位					-98単位						
		要介護2 ()	818 単位					-82単位						
		要介護3 ()	892 単位					-89単位						
		要介護4 ()	954 単位					-95単位						
(一) 介護保健施設 サービス費 () <従来型個室> [療養型] <看護型老健 看護職員を配置>	要介護1 ()	1,010 単位	-101単位											
	要介護2 ()	1,065 単位	-107単位											
	要介護3 ()	723 単位	-72単位											
	要介護4 ()	804 単位	-80単位											
(二) 介護保健施設 サービス費 () <多床室> [療養型]	要介護1 ()	917 単位	-92単位											
	要介護2 ()	893 単位	-89単位											
	要介護3 ()	1,087 単位	-107単位											
	要介護4 ()	800 単位	-80単位											
(一) 介護保健施設 サービス費 () <従来型個室> [療養型]	要介護1 ()	882 単位	-88単位											
	要介護2 ()	896 単位	-90単位											
	要介護3 ()	1,145 単位	-115単位											
	要介護4 ()	723 単位	-72単位											
(二) 介護保健施設 サービス費 () <多床室> [療養型]	要介護1 ()	798 単位	-80単位											
	要介護2 ()	891 単位	-89単位											
	要介護3 ()	1,040 単位	-104単位											
	要介護4 ()	800 単位	-80単位											
(一) 介護保健施設 サービス費 () <従来型個室>	要介護1 ()	969 単位	-97単位											
	要介護2 ()	1,043 単位	-104単位											
	要介護3 ()	1,116 単位	-112単位											
	要介護4 ()	694 単位	-69単位											
(二) 介護保健施設 サービス費 () <特別介護保健施設 サービス費>	要介護1 ()	728 単位	-73単位											
	要介護2 ()	788 単位	-79単位											
	要介護3 ()	839 単位	-84単位											
	要介護4 ()	899 単位	-90単位											
(一) 介護保健施設 サービス費 () <特別介護保健施設 サービス費>	要介護1 ()	756 単位	-76単位											
	要介護2 ()	803 単位	-80単位											
	要介護3 ()	862 単位	-86単位											
	要介護4 ()	912 単位	-91単位											
ロ ユニット型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型個室> [基本型]	要介護1 ()	964 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-96単位	1日につき +244単位	1日につき +240単位 (週1日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位
		要介護2 ()	777 単位					-78単位						
		要介護3 ()	822 単位					-82単位						
		要介護4 ()	884 単位					-88単位						
	(二) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型個室> [在宅強化型]	要介護1 ()	937 単位					-94単位						
		要介護2 ()	988 単位					-99単位						
		要介護3 ()	822 単位					-82単位						
		要介護4 ()	896 単位					-90単位						
	(三) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型個室の多床室> [基本型]	要介護1 ()	958 単位					-96単位						
		要介護2 ()	1,014 単位					-101単位						
		要介護3 ()	1,069 単位					-107単位						
		要介護4 ()	777 単位					-78単位						
	(四) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型個室の多床室> [在宅強化型]	要介護1 ()	822 単位					-82単位						
		要介護2 ()	884 単位					-88単位						
		要介護3 ()	937 単位					-94単位						
		要介護4 ()	988 単位					-99単位						
(一) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 ()	822 単位	-82単位											
	要介護2 ()	896 単位	-90単位											
	要介護3 ()	958 単位	-96単位											
	要介護4 ()	1,014 単位	-101単位											
(二) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <多床室>	要介護1 ()	1,069 単位	-107単位											
	要介護2 ()	895 単位	-89単位											
	要介護3 ()	966 単位	-97単位											
	要介護4 ()	1,079 単位	-108単位											
(一) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <療養型老健 看護職員を配置>	要介護1 ()	1,155 単位	-116単位											
	要介護2 ()	1,229 単位	-123単位											
	要介護3 ()	885 単位	-89単位											
	要介護4 ()	966 単位	-97単位											
(二) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型個室の多床室> [療養型]	要介護1 ()	1,079 単位	-108単位											
	要介護2 ()	1,155 単位	-116単位											
	要介護3 ()	1,229 単位	-123単位											
	要介護4 ()	885 単位	-89単位											
(一) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 ()	950 単位	-95単位											
	要介護2 ()	1,033 単位	-103単位											
	要介護3 ()	1,128 単位	-113単位											
	要介護4 ()	1,202 単位	-120単位											
(二) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型特別介護 保健施設サービス費>	要介護1 ()	895 単位	-89単位											
	要介護2 ()	960 単位	-96単位											
	要介護3 ()	1,053 単位	-105単位											
	要介護4 ()	1,128 単位	-113単位											
(一) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護1 ()	1,202 単位	-120単位											
	要介護2 ()	761 単位	-76単位											
	要介護3 ()	806 単位	-81単位											
	要介護4 ()	866 単位	-87単位											
(二) ユニット型特別介護 保健施設サービス費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ()	918 単位	-92単位											
	要介護2 ()	866 単位	-87単位											
	要介護3 ()	968 単位	-97単位											
	要介護4 ()	761 単位	-76単位											
(一) ユニット型介護保健施設 サービス費 () <ユニット型個室>	要介護1 ()	806 単位	-81単位											
	要介護2 ()	866 単位	-87単位											
	要介護3 ()	918 単位	-92単位											
	要介護4 ()	968 単位	-97単位											
(二) ユニット型特別介護 保健施設サービス費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ()	806 単位	-81単位											
	要介護2 ()	866 単位	-87単位											
	要介護3 ()	918 単位	-92単位											
	要介護4 ()	968 単位	-97単位											

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定	
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	(1日につき 160単位を加算) (1日につき 160単位を加算)
	(2) 死亡日前2日又は3日	療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	(1日につき 820単位を加算) (1日につき 850単位を加算)
		療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	(1日につき 1,650単位を加算) (1日につき 1,700単位を加算)
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 療養型老健の場合	(1日につき 1,650単位を加算) (1日につき 1,700単位を加算)
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算()	(1日につき 27単位を加算)
		ロ 療養体制維持特別加算()	(1日につき 57単位を加算)
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			
一 再入所時受援連携加算 (2)		(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	
		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
ホ 入所前後訪問指導加算() (2)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)	
ホ 入所前後訪問指導加算() (2)	在宅強化型の場合	(1回につき 400単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 400単位を加算)	
ヘ 退所時等支援加算 (2)	(1) 退所時等支援加算	一 試行的退所時指導加算	(400単位)
		二 退所時情報提供加算	(500単位)
		三 退所前連携加算	(500単位)
	(2) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合			
注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合			
注 在宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合			
ト 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
チ 低栄養リスク改善加算 (2) (1月につき 300単位を加算)			
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。			
リ 経口移行加算 (2) (1日につき 20単位を加算)			
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。			
ヌ 経口維持加算(1月につき) (2)	(1) 経口維持加算()	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算()	(100単位)	注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。
ル 口腔衛生管理体制加算 (2) (1月につき 30単位を加算)			
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合			
ロ 口腔衛生管理加算 (2) (1月につき 90単位を加算)			
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。			
リ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
ロ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)			
ロ かかりつけ医連携薬剤調整加算 (2) (入所者1人につき1回を限度として125単位を加算)			
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合	(1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
		療養型老健の場合	(1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
(2) 特定治療			
レ 所定疾患施設療養費 (2)	(1) 所定疾患施設療養費()	(1月に1回7日を限度に、1日につき235単位を算定)	
	(2) 所定疾患施設療養費()	(1月に4回7日を限度に、1日につき475単位を算定)	
ソ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)	
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	(入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
	療養型老健の場合	(入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
タ 認知症情報提供加算 (1回当たり) 350単位を加算			
ナ 地域連携診療計画情報提供加算 (2)	在宅強化型の場合	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	
	在宅強化型以外の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
ラ 栄養マネジメント加算 (2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定) (1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))			
ム 接せつ支援加算 (2) (1月につき 100単位を加算)			
ワ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)	
エ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)	注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 16 / 1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の90 / 100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の80 / 100)	

PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(2)を適用しない。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
活動を行う職員の数 を超過しない場合		入院患者の数が 入院患者の定員 を超過しない場合	看護介護職員の 数が標準に 満たない場合	注	看護支援専門員 の数が標準に 満たない場合	看護助産師が 定められた看護職 員の員数に 100%を充て ていた数未満の場合	地域の医師確保 計画に基づいて、 医師の数が基 準に定められた 数の員数を 60/100を算じて 満たぬ数未満である 場合	注	注	注	注	注	注	
(1) 療養型 介護療養 施設サービ ス費 (1日につき)	a 療養型介護療養施設 サービス費() <従来型個室>	要介護1	841	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	
		要介護2	744											-64単位
		要介護3	967											-74単位
		要介護4	1,092											-97単位
		要介護5	1,147											-105単位
		看護<6.1> 介護<4.1>	772											-77単位
	b 療養型介護療養施設 サービス費() <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1	699	-67単位										
		要介護2	610	-79単位										
		要介護3	1,010	-101単位										
		要介護4	1,109	-111単位										
		要介護5	1,198	-120単位										
		看護<6.1> 介護<4.1>	659	-66単位										
	c 療養型介護療養施設 サービス費() <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1	775	-77単位										
		要介護2	695	-100単位										
		要介護3	1,092	-109単位										
		要介護4	1,180	-118単位										
		要介護5	1,251	-125単位										
		看護<6.1> 介護<4.1>	745	-75単位										
	d 療養型介護療養施設 サービス費() <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1	845	-85単位										
		要介護2	845	-107単位										
		要介護3	1,071	-117単位										
		要介護4	1,166	-122単位										
		要介護5	1,251	-131単位										
		看護<6.1> 介護<4.1>	776	-78単位										
e 療養型介護療養施設 サービス費() <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1	886	-89単位											
	要介護2	886	-112単位											
	要介護3	1,119	-122単位											
	要介護4	1,218	-131単位											
	要介護5	1,307	-139単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	756	-77単位											
f 療養型介護療養施設 サービス費() <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1	873	-87単位											
	要介護2	1,102	-110単位											
	要介護3	1,199	-120単位											
	要介護4	1,287	-129単位											
	要介護5	1,376	-138単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	586	-59単位											
g 療養型介護療養施設 サービス費() <従来型個室>	要介護1	689	-68単位											
	要介護2	841	-68単位											
	要介護3	987	-99単位											
	要介護4	1,027	-103単位											
	要介護5	1,091	-104単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	801	-71単位											
h 療養型介護療養施設 サービス費() <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1	862	-86単位											
	要介護2	1,012	-105単位											
	要介護3	1,053	-99単位											
	要介護4	1,091	-107単位											
	要介護5	1,131	-109単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	794	-79単位											
i 療養型介護療養施設 サービス費() <多床室>	要介護1	845	-85単位											
	要介護2	1,092	-109単位											
	要介護3	1,131	-113単位											
	要介護4	1,170	-117単位											
	要介護5	1,210	-121単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	814	-81単位											
j 療養型介護療養施設 サービス費() <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1	869	-87単位											
	要介護2	1,119	-112単位											
	要介護3	1,159	-116単位											
	要介護4	1,200	-120単位											
	要介護5	1,241	-124単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	775	-78単位											
k 療養型介護療養施設 サービス費() <従来型個室>	要介護1	870	-87単位											
	要介護2	813	-81単位											
	要介護3	962	-96単位											
	要介護4	1,001	-100単位											
	要介護5	1,041	-104単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	775	-78単位											
l 療養型介護療養施設 サービス費() <多床室>	要介護1	819	-82単位											
	要介護2	1,068	-107単位											
	要介護3	1,107	-111単位											
	要介護4	1,147	-115単位											
	要介護5	1,187	-119単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	650	-65単位											
(2) 療養型 経路型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	a 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <従来型個室>	要介護1	754	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	× 95 / 100	
		要介護2	697											-76単位
		要介護3	983											-99単位
		要介護4	1,070											-107単位
		要介護5	1,157											-115単位
		看護<6.1> 介護<4.1>	755											-76単位
	b 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <多床室>	要介護1	860	-86単位										
		要介護2	802	-80単位										
		要介護3	1,002	-100単位										
		要介護4	1,089	-109単位										
		要介護5	1,175	-118単位										
		看護<6.1> 介護<4.1>	850	-86単位										
	c 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <従来型個室>	要介護1	754	-75単位										
		要介護2	844	-84単位										
		要介護3	1,030	-103単位										
		要介護4	1,075	-107単位										
		要介護5	1,120	-112単位										
		看護<6.1> 介護<4.1>	860	-86単位										
	d 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <多床室>	要介護1	860	-86単位										
		要介護2	862	-86単位										
		要介護3	1,062	-106単位										
		要介護4	1,048	-105単位										
		要介護5	1,136	-114単位										
		看護<6.1> 介護<4.1>	767	-77単位										
e 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <ユニット型個室>	要介護1	870	-87単位											
	要介護2	1,093	-109単位											
	要介護3	1,188	-119単位											
	要介護4	1,273	-127単位											
	要介護5	1,358	-136単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	903	-90単位											
f 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1	1,136	-114単位											
	要介護2	1,235	-124単位											
	要介護3	1,324	-132単位											
	要介護4	1,413	-141単位											
	要介護5	1,502	-150単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	785	-79単位											
g 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1	891	-89単位											
	要介護2	1,121	-112単位											
	要介護3	1,218	-122単位											
	要介護4	1,306	-131単位											
	要介護5	1,394	-139単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	767	-77単位											
h 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <ユニット型個室の多床室>	要介護1	870	-87単位											
	要介護2	1,093	-109単位											
	要介護3	1,188	-119単位											
	要介護4	1,273	-127単位											
	要介護5	1,358	-136単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	903	-90単位											
i 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	1,136	-114単位											
	要介護2	1,235	-124単位											
	要介護3	1,324	-132単位											
	要介護4	1,413	-141単位											
	要介護5	1,502	-150単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	785	-79単位											
j 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	1,121	-112単位											
	要介護2	1,121	-112単位											
	要介護3	1,121	-112単位											
	要介護4	1,218	-122単位											
	要介護5	1,306	-131単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	767	-77単位											
k 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <ユニット型個室>	要介護1	1,006	-101単位											
	要介護2	1,091	-109単位											
	要介護3	1,176	-118単位											
	要介護4	1,261	-127単位											
	要介護5	1,346	-136単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	870	-87単位											
l 療養型経路型介護療養 施設サービス費() <ユニット型個室の多床室>	要介護1	870	-87単位											
	要介護2	1,091	-109単位											
	要介護3	1,176	-118単位											
	要介護4	1,261	-127単位											
	要介護5	1,346	-136単位											
	看護<6.1> 介護<4.1>	1,091	-109単位											

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき810単位を算定（(2)及び(4)の基本単位に限る。）	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき + 30単位)		
(6) 退院時指導等加算 (3)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回)を限度に、460単位を算定	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位算定)			
(7) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
(8) 低栄養リスク改善加算 (3)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(9) 経口移行加算 (3)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(10) 経口維持加算 (1月につき) (3)	(一) 経口維持加算() (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算() (100単位)		
(11) 口腔衛生管理体制加算 (3)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(12) 口腔衛生管理加算 (3)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(13) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(14) 在宅復帰支援機能加算 (3)	(1日につき 10単位を加算)		
(15) 特定診療費 (3)			
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)	注 認知症専門ケア加算()を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)		
(17) 認知症行動・心症状状態急変対応加算	(入所後7日限り 1日につき200単位を加算)		
(18) 排せつ支援加算 (3)	(1月につき 100単位を加算)		
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)	注 所定単位数は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計	
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)		
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数 × 26 / 1000)	注 所定単位数は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数 × 19 / 1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数 × 10 / 1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (三)の90 / 100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (三)の80 / 100)		

医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(3)を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費() 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費() <従来型個室>	要介護1 (623 単位) 要介護2 (672 単位) 要介護3 (720 単位) 要介護4 (768 単位) 要介護5 (817 単位)	× 95 / 100		-62単位 -67単位 -72単位 -77単位 -82単位 -85単位 -64単位 -69単位 -74単位 -79単位 -84単位 -73単位 -78単位 -83単位 -87単位 -92単位 -76単位 -81単位 -86単位 -91単位 -96単位	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+ 120単位	
		b 診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (650 単位) 要介護2 (702 単位) 要介護3 (752 単位) 要介護4 (802 単位) 要介護5 (853 単位)			-65単位 -70単位 -75単位 -80単位 -85単位			
		c 診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (641 単位) 要介護2 (691 単位) 要介護3 (741 単位) 要介護4 (790 単位) 要介護5 (840 単位)			-64単位 -69単位 -74単位 -79単位 -84単位			
		d 診療所型介護療養施設サービス費() <多床室>	要介護1 (727 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (872 単位) 要介護5 (921 単位)			-73単位 -78単位 -83単位 -87単位 -92単位			
		e 診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (759 単位) 要介護2 (810 単位) 要介護3 (861 単位) 要介護4 (911 単位) 要介護5 (962 単位)			-76単位 -81単位 -86単位 -91単位 -96単位			
		f 診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (748 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (848 単位) 要介護4 (897 単位) 要介護5 (948 単位)			-75単位 -80単位 -85単位 -90単位 -95単位			
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費() 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費() <従来型個室>	要介護1 (546 単位) 要介護2 (590 単位) 要介護3 (633 単位) 要介護4 (678 単位) 要介護5 (721 単位)	× 70 / 100	× 95 / 100	-55単位 -59単位 -63単位 -68単位 -72単位 -65単位 -70単位 -74単位 -78単位 -83単位 -75単位 -80単位 -85単位 -89単位 -94単位 -78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位			
		b 診療所型介護療養施設サービス費() <多床室>	要介護1 (652 単位) 要介護2 (695 単位) 要介護3 (739 単位) 要介護4 (782 単位) 要介護5 (826 単位)			-65単位 -70単位 -74単位 -78単位 -83単位			
		(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室>	要介護1 (748 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (942 単位)			× 97 / 100			-74単位 -79単位 -84単位 -89単位 -94単位
		(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (775 単位) 要介護2 (827 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (978 単位)						-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位
		(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (766 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (915 単位) 要介護5 (965 単位)						-77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位
		(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (748 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (942 単位)						-75単位 -80単位 -85単位 -89単位 -94単位
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (775 単位) 要介護2 (827 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (978 単位)	-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位							
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (766 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (915 単位) 要介護5 (965 単位)	-77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位							

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
(4) 退院時指導等加算 (1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
(5) 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)	
(6) 低栄養リスク改善加算 (1)		(1月につき 300単位を加算)	
		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(7) 経口移行加算 (1)		(1日につき 28単位を加算)	
		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(8) 経口維持加算(1月につき) (1)	(一) 経口維持加算()	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算()	(100単位)	
(9) 口腔衛生管理体制加算 (1)		(1月につき 30単位を加算)	
		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(10) 口腔衛生管理加算 (1)		(1月につき 90単位を加算)	
		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(11) 療養食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1)		(1日につき 10単位を加算)	
(13) 特定診療費 (1)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)	
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
(16) 排せつ支援加算 (1)		1月につき 100単位を加算	
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)	
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位数 × 25 / 1000)	注 所定単位数は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位数 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位数 × 10 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (三)の90 / 100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (三)の80 / 100)	

一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(1)を適用しない。

八 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注							
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に基づかない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護職員が専ら定められた看護職員の員数に20/100を超えて専ら介護業務の場合	療養の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を超えて得た数未満である場合	療養の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を超えて得た数未満である場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置している1か所ユニットに於ける特別が未整備である場合	身体拘束禁止未実施病棟		
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 看護<3:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <従来型個室>	要介護1 (967 単位) 要介護2 (1,031 単位) 要介護3 (1,095 単位) 要介護4 (1,159 単位) 要介護5 (1,223 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	-97単位		
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <多床室>	要介護1 (1,072 単位) 要介護2 (1,137 単位) 要介護3 (1,200 単位) 要介護4 (1,265 単位) 要介護5 (1,328 単位)						-103単位		
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 看護<4:1>介護<4:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <従来型個室>	要介護1 (912 単位) 要介護2 (979 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,114 単位) 要介護5 (1,180 単位)	×70/100	×70/100	×90/100			×90/100	-91単位	
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <多床室>	要介護1 (1,018 単位) 要介護2 (1,085 単位) 要介護3 (1,151 単位) 要介護4 (1,217 単位) 要介護5 (1,284 単位)							-98単位	
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 看護<4:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <従来型個室>	要介護1 (884 単位) 要介護2 (950 単位) 要介護3 (1,015 単位) 要介護4 (1,080 単位) 要介護5 (1,145 単位)	×70/100	×70/100	×90/100			×90/100	-88単位	
	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <多床室>		要介護1 (990 単位) 要介護2 (1,055 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,186 単位) 要介護5 (1,250 単位)	-99単位								
	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 看護<4:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <従来型個室>	要介護1 (829 単位) 要介護2 (897 単位) 要介護3 (965 単位) 要介護4 (1,032 単位) 要介護5 (1,100 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100			-83単位		
		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <多床室>	要介護1 (974 単位) 要介護2 (1,039 単位) 要介護3 (1,102 単位) 要介護4 (1,167 単位) 要介護5 (1,230 単位)							-97単位		
	(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費() 経過措置型	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <従来型個室>	要介護1 (874 単位) 要介護2 (940 単位) 要介護3 (1,002 単位) 要介護4 (1,066 単位) 要介護5 (1,129 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100			-87単位		
		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費() <多床室>	要介護1 (916 単位) 要介護2 (983 単位) 要介護3 (1,044 単位) 要介護4 (1,108 単位) 要介護5 (1,171 単位)							-92単位		
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費() <従来型個室>	a 要介護1 (717 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100			-72単位		
			b 要介護2 (780 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (909 単位) 要介護5 (973 単位)							-78単位		
	(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費() <多床室>	a 要介護1 (810 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100			-81単位		
		b 要介護2 (874 単位) 要介護3 (939 単位) 要介護4 (1,002 単位) 要介護5 (1,066 単位)								-87単位		
	(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室>	a 要介護1 (1,093 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			×97/100	-109単位	
b 要介護2 (1,157 単位) 要介護3 (1,221 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,349 単位)				-116単位								
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室的多床室>			a 要介護1 (1,093 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	-109単位				
			b 要介護2 (1,157 単位) 要介護3 (1,221 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,349 単位)					-116単位				
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室>			a 要介護1 (1,038 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	-104単位			
		b 要介護2 (1,102 単位) 要介護3 (1,166 単位) 要介護4 (1,230 単位) 要介護5 (1,294 単位)	-110単位									
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室的多床室>		a 要介護1 (1,038 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	-104単位				
		b 要介護2 (1,102 単位) 要介護3 (1,166 単位) 要介護4 (1,230 単位) 要介護5 (1,294 単位)						-110単位				
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき36.2単位を算定										
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき36.2単位を算定										
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)												
(5) 退院時指導等加算 (1)	(一) 退院時指導加算 (4.0単位) 退院時情報提供加算 (5.0単位) 退院前連携加算 (5.0単位)	a 退院前訪問指導加算 (入院後1回又は2回を限度に、4.0単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合									
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、4.0単位を算定)										
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として3.0単位を算定)												
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)												
(7) 低栄養リスク改善加算 (1) (1月につき 3.0単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。										
(8) 経口移行加算 (1) (1日につき 2.8単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。										
(9) 経口維持加算(1月につき) (1)	(一) 経口維持加算 () (4.0単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。										
	(二) 経口維持加算 () (1.0単位)	注 経口維持加算 () を算定していない場合は、算定しない。										
(10) 口腔衛生管理体制加算 (1) (1月につき 3.0単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合										
(11) 口腔衛生管理加算 (1) (1月につき 9.0単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。										
(12) 療養加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))												
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1) (1日につき 1.0単位を加算)												
(14) 特定診療費 (1)												
(15) 排せつ支援加算 (1) (1月につき 10.0単位を加算)												
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 1.8単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 1.2単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算()ハ (1日につき 6単位を加算)											
	(四) サービス提供体制強化加算()ニ (1日につき 6単位を加算)											
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×25/100)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×19/100)											
	(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×13/100)											
	(四) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (三)の90/100)											
	(五) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (三)の80/100)											

一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(1)を適用しない。

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算 (2)	(一) 退所時指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	
		e 退所前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 300単位を算定)			
ス 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
ル 低栄養リスク改善加算 (2)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
ラ 経口移行加算 (2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
ワ 経口維持加算 (1月につき) (2)	(一) 経口維持加算()	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算()	(100単位)	
カ 口腔衛生管理体制加算 (2)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
キ 口腔衛生管理加算 (2)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
ク 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ク 在宅復帰支援機能加算 (2)	(1日につき 10単位を加算)		
ク 特別診療費 (2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ラ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算()		
	要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
ム 移行定着支援加算 (2)	(一) 重度認知症疾患療養体制加算()		
	要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ウ 掛せつ支援加算 (2)	(1月につき 100単位を加算)		
ホ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)		
ノ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位数は、イからオまでにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(三)の80/100)		

夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
八及びへを適用する場合には、(2)を適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

平成31年4月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 845単位)	× 95 / 100	× 70 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1回につき + 3.6単位) (2) サービス提供体制強化加算()ロ (1回につき + 2.4単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 58 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000) (4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の80 / 100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+ 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(イ)(1)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(イ)(在宅特医学総合管理料又は特定施設入居特医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者4人に対して行う場合 (294単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (284単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月1回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (558単位)	+100単位	+15/100	+10/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (323単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)				
(イ) 単一建物居住者以外の利用者に對して行う場合 (402単位)		注 高齢者健診を行う場合 +60/100			
(ロ) 単一建物に對して行う場合(同一目的の場合) (302単位)					

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 (イ)については、平成28年4月1日から平成30年1月31日までの間、算定できるものとす。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーションマネジメント加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算()	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1	×70 / 100	×70 / 100	+5 / 100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内(1月につき +900単位)	減算対象月から6月以内 ×85 / 100	1月につき +240単位	-376単位
		要支援2								-752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1								-376単位
		要支援2								-752単位
	介護医療院の場合	要支援1								-376単位
		要支援2								-752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)										
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)										
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)										
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
	(2) 選択的サービス複数実施加算()	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)								
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 72単位を加算)								
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 48単位を加算)								
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 24単位を加算)								
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)								
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位 ×47 / 100.0)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位 ×34 / 100.0)								
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位 ×19 / 100.0)								
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(3)の90 / 100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(3)の80 / 100)								

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)		(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費 (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <従来型個室> 要支援1 (465 単位) 要支援2 (577 単位) (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <多床室> 要支援1 (465 単位) 要支援2 (577 単位)	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費 () <従来型個室> 要支援1 (437 単位) 要支援2 (543 単位) (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費 () <多床室> 要支援1 (437 単位) 要支援2 (543 単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)		(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 () <ユニット型個室> 要支援1 (543 単位) 要支援2 (660 単位) (二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室> 要支援1 (543 単位) 要支援2 (660 単位)	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 () <ユニット型個室> 要支援1 (512 単位) 要支援2 (636 単位) (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室> 要支援1 (512 単位) 要支援2 (636 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100						
ハ 療養費加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
ニ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)											
ホ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算 ()イ (1日につき 1.8単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 ()ロ (1日につき 1.2単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)											
ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 93 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 60 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000) (4) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3)の80 / 100)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計								

：「サービス提供体制強化加算、及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注																																		
	夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所の数の合計 が数人特定員 を超えない場合 又は 介護士は指定 介護士又は 介護士に満たない 場合	医師、看護師 長、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の員 数が標準に満た ない場合	自動のユニット リーダーユニット 等に配置してい ない等ユニット アにおける体制 が標準に満たな い場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動・心 理状態緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算()	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算()	利用者に対して 送迎を行う場合																																	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費()	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔基本型〕	要支援1 (578 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	片道につき +184単位																																	
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔在宅強化型〕	要支援1 (619 単位)							要支援2 (759 単位)		1日につき +46単位																																
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔基本型〕	要支援1 (611 単位)							要支援2 (765 単位)		1日につき +34単位																																
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 (658 単位)							要支援2 (813 単位)		1日につき +46単位																																
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 (582 単位)							要支援2 (723 単位)		×97/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	片道につき +184単位																											
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔療養型〕	要支援1 (619 単位)							要支援2 (774 単位)						1日につき +46単位																												
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 (582 単位)							要支援2 (723 単位)						×97/100		1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	片道につき +184単位																						
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔療養型〕	要支援1 (619 単位)							要支援2 (774 単位)											1日につき +46単位																							
	(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (566 単位)							要支援2 (705 単位)											×97/100		1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	片道につき +184単位																	
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (599 単位)							要支援2 (750 単位)																1日につき +46単位																		
	(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔基本型〕							要支援1 (621 単位)																×97/100		×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	片道につき +184単位										
			b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔在宅強化型〕							要支援1 (666 単位)																							要支援2 (823 単位)		1日につき +46単位									
			c ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔基本型〕							要支援1 (621 単位)																							要支援2 (776 単位)		1日につき +34単位									
			d ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔在宅強化型〕							要支援1 (666 単位)																							要支援2 (823 単位)		1日につき +46単位									
		(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔療養型〕							要支援1 (649 単位)																							要支援2 (806 単位)		×97/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	片道につき +184単位				
			b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕							要支援1 (649 単位)																							要支援2 (806 単位)						1日につき +46単位					
(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健:看護オンコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔療養型〕	要支援1 (649 単位)	要支援2 (806 単位)	×97/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	片道につき +184単位																																		
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 (649 単位)	要支援2 (806 単位)					1日につき +46単位																																			
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>	要支援1 (609 単位)	要支援2 (762 単位)					×97/100		1日につき +240単位																						1日につき +200単位 (7日間を 限度)						1日につき +120単位		1日につき +34単位	片道につき +184単位		
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (609 単位)	要支援2 (762 単位)																																					1日につき +46単位			
注 特別療養費																																												
注 療養体制維持特別加算		(一)療養体制維持特別加算()	(1日につき 27単位を加算)																																									
		(二)療養体制維持特別加算()	(1日につき 57単位を加算)																																									
(3) 療養費加算		(1日につき 8単位を加算(1日3回を限度))																																										
(4) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)																																									
		(二)認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)																																									
(5) 緊急時施設療養費	一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき511単位を算定)																																										
	二) 特定治療																																											
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 18単位を加算)																																										
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 12単位を加算)																																										
	(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)																																										
	(四) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)																																										
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×39/1000)																																										
	(二) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×29/1000)																																										
	(三) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×16/1000)																																										
	(四) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (三)の90/100)																																										
	(五) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (三)の80/100)																																										

「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (507 単位) 要支援2 (637 単位)	× 70 / 100	診療所設備基準減算 - 60 単位	- 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を限度)	1日につき + 120 単位	片道につき + 184 単位		
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (534 単位) 要支援2 (664 単位)								
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (525 単位) 要支援2 (655 単位)								
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (564 単位) 要支援2 (715 単位)								
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (596 単位) 要支援2 (747 単位)								
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (585 単位) 要支援2 (736 単位)								
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (451 単位) 要支援2 (563 単位)								
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (514 単位) 要支援2 (649 単位)								
		(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)							× 97 / 100	
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (769 単位)								
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (607 単位) 要支援2 (760 単位)								
		(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)								
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (769 単位)										
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (607 単位) 要支援2 (760 単位)										
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(4) 認知症専門ケア加算											
(一)認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)											
(二)認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)											
(5) 特定診療費											
(6) サービス提供体制強化加算											
(一) サービス提供体制強化加算 ()イ (1日につき 18単位を加算)											
(二) サービス提供体制強化加算 ()ロ (1日につき 12単位を加算)											
(三) サービス提供体制強化加算 ()ハ (1日につき 6単位を加算)											
(四) サービス提供体制強化加算 ()ニ (1日につき 6単位を加算)											
(7) 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)											
(二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)											
(三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)											
(四) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (三)の90 / 100)											
(五) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (三)の80 / 100)											

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (813 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	- 12 単位	× 90 / 100	片道につき + 184 単位	
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (919 単位) 要支援2 (1,074 単位)						
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (750 単位) 要支援2 (919 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (808 単位) 要支援2 (998 単位)						
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (728 単位) 要支援2 (892 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (786 単位) 要支援2 (971 単位)						
	一般病院		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (716 単位) 要支援2 (876 単位)					
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>		要支援1 (773 単位) 要支援2 (955 単位)						
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (656 単位) 要支援2 (817 単位)						
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一般病院	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (564 単位) 要支援2 (725 単位)						
			(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (622 単位) 要支援2 (804 単位)						
	(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (939 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100		× 97 / 100
				b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (939 単位) 要支援2 (1,095 単位)					
		一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費()	要支援1 (832 単位) 要支援2 (1,024 単位)					
				b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (832 単位) 要支援2 (1,024 単位)					
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 18単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 12単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(ハ) (1日につき 6単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算(ニ) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(ロ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(ハ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)									
	(四) 介護職員処遇改善加算(ニ) (1月につき + (三)の90 / 100)									
	(五) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき + (三)の80 / 100)									

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束防止未実施減算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症患者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合	
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (180 単位)	×70 / 100		-18単位	1月につき +200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)			
	要支援2 (309 単位)			-31単位									
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70 / 100								1日につき +20単位	・指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,051単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,102単位 ・1週に3回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,334単位 ・指定通所介護 ・要支援1 1,482単位 ・要支援2 3,039単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所サービス ・通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 ・介護予防の福祉用具貸与と同様 ・ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 ・訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 ・総合事業(指定第一号通所事業)によるもの、がある。 ・通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 ・総合事業(指定第一号通所事業)によるもの、がある。		
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)									
				(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)									
				(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)									
				(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)									
				(4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)									
ホ 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×82 / 100)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
				(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×60 / 100)									
				(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×33 / 100)									
				(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の90 / 100)									
				(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の80 / 100)									

限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,473単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付風呂 特殊寝台 特殊寝台付属品 特殊寝台付属品 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を扣除 ・個々の用具ごとに貸与費の100 / 100を限度	交通費に相当する額の2 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を扣除 ・個々の用具ごとに貸与費の2 / 3を限度	交通費に相当する額の1 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を扣除 ・個々の用具ごとに貸与費の1 / 3を限度

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付属品、戻すれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(430単位)
ロ 初回加算	(+ 300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+ 300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注								
		准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算								
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 () (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,666 単位)	- 62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 600単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は ()の場合 + 250単位	死亡日及び 死亡日以前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 + 2,000 単位								
		要介護2 (10,114 単位)	- 111単位															
		要介護3 (16,793 単位)	- 184単位															
		要介護4 (21,242 単位)	- 233単位															
		要介護5 (25,690 単位)	- 281単位															
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,267 単位)	- 91単位								× 98 / 100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 900単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は ()の場合 + 250単位	死亡日及び 死亡日以前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 + 2,000 単位
		要介護2 (12,915 単位)	- 141単位															
		要介護3 (19,714 単位)	- 216単位															
		要介護4 (24,302 単位)	- 266単位															
		要介護5 (29,441 単位)	- 322単位															
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 () (1月につき)	要介護1 (5,666 単位)	- 62単位																
	要介護2 (10,114 単位)	- 111単位																
	要介護3 (16,793 単位)	- 184単位																
	要介護4 (21,242 単位)	- 233単位																
	要介護5 (25,690 単位)	- 281単位																
ハ 初期加算 (1日につき + 30単位)																		
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 600単位)																		
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																		
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 100単位)																	
	(2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 200単位)																	
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 ()イ (1月につき + 640単位)																	
	(2) サービス提供体制強化加算 ()ロ (1月につき + 500単位)																	
	(3) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 350単位)																	
	(4) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 350単位)																	
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)																	
	(4) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3)の90 / 100)																	
	(5) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (3)の80 / 100)																	

注：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+ 単位 所定単位数 + 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,009単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 378単位)		
	随時訪問サービス費() (1回につき 576単位)		
	随時訪問サービス費() (1回につき 775単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費() (1月につき 2,742単位)			事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算()イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算()ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業員の員数が基準に満たない場合 又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100
		要介護2 (15,167 単位)			
		要介護3 (22,062 単位)			
		要介護4 (24,350 単位)			
		要介護5 (26,849 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位)			
		要介護2 (13,665 単位)			
		要介護3 (19,878 単位)			
		要介護4 (21,939 単位)			
		要介護5 (24,191 単位)			
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565 単位)				
	要介護2 (632 単位)				
	要介護3 (700 単位)				
	要介護4 (767 単位)				
	要介護5 (832 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)			
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ()	(1月につき 800単位を加算)			
	(2) 認知症加算 ()	(1月につき 500単位を加算)			
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)			
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 900単位を加算)			
	(2) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 700単位を加算)			
	(3) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 480単位を加算)			
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)			
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +100単位)			
	(2)生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +200単位)			
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1月につき 640単位を加算)		
		(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1月につき 500単位を加算)		
		(三) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 350単位を加算)		
		(四) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 350単位を加算)		
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 21単位を加算)		
		(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 16単位を加算)		
		(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 12単位を加算)		
		(四) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 12単位を加算)		
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×1.02/100.0)		注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×74/100.0)			
	(3) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +所定単位×41/100.0)			
	(4) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +(3)の90/100.0)			
	(5) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき +(3)の80/100.0)			

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 (759 単位)	× 97 / 100	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算 - 76単位 - 80単位 - 82単位 - 84単位 - 85単位 - 75単位 - 81単位 - 82単位	夜間支援体制加算()	夜間支援体制加算()	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算		
		要介護2 (795 単位)									1日につき + 50 単位	
		要介護3 (818 単位)										1日につき + 2.5 単位
		要介護4 (835 単位)										
		要介護5 (852 単位)										
	要介護1 (747 単位)											
	(2) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護2 (782 単位)									1日につき + 50 単位	
		要介護3 (806 単位)										1日につき + 2.5 単位
		要介護4 (822 単位)										
		要介護5 (838 単位)										
要介護1 (787 単位)												
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護2 (823 単位)	× 70 / 100	利用者数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算 - 76単位 - 80単位 - 82単位 - 84単位 - 85単位 - 75単位 - 81単位 - 82単位	夜間支援体制加算()	夜間支援体制加算()	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算		
		要介護3 (847 単位)									1日につき + 50 単位	
		要介護4 (863 単位)										1日につき + 2.5 単位
		要介護5 (880 単位)										
		要介護1 (775 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護2 (811 単位)										
		要介護3 (835 単位)									1日につき + 2.5 単位	
		要介護4 (851 単位)										
		要介護5 (867 単位)										
		要介護1 (787 単位)										
注 入院時費用			利用者が必要又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)											
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)											
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算() (1日につき 39単位を加算)											
	(2) 医療連携体制加算() (1日につき 49単位を加算)											
	(3) 医療連携体制加算() (1日につき 59単位を加算)											
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)											
ト 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算)												
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)											
	(4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)											
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)											
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)											
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合			注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計									

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準を満た ない場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 入居継続支援加 算	注 生活機能向上運 携加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 栄養スクリーニ ング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (534 単位)	×70 / 100	- 53単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)
	要介護2 (599 単位)		- 60単位								
	要介護3 (668 単位)		- 67単位								
	要介護4 (732 単位)		- 73単位								
	要介護5 (800 単位)		- 80単位								
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (534 単位)	×70 / 100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
	要介護2 (599 単位)										
	要介護3 (668 単位)										
	要介護4 (732 単位)										
	要介護5 (800 単位)										
ハ 退院・退所時運携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×82 / 1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×60 / 1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×33 / 1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の90 / 100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の80 / 100)										

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

8 複合型サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超える場合又は従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1(12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2(17,268単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3(24,274単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4(27,531単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5(31,141単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1(11,119単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2(15,558単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3(21,871単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4(24,805単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5(28,058単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1(565単位)									
	要介護2(632単位)									
	要介護3(700単位)									
	要介護4(767単位)									
	要介護5(832単位)									
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき30単位を加算)										
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算() (1月につき800単位を加算)									
	(2) 認知症加算() (1月につき500単位を加算)									
ホ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき800単位を加算)										
ヘ 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき5単位を加算(6月に1回を限度))										
ト 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき600単位を加算)										
チ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき574単位を加算)										
リ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算() (1月につき500単位を加算)									
	(2) 特別管理加算() (1月につき250単位を加算)									
ス ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき2,000単位を加算)										
ル 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算() (1月につき3,000単位を加算)									
	(2) 看護体制強化加算() (1月につき2,500単位を加算)									
ヲ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき1,000単位を加算)										
ワ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき1,000単位を加算)										
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合									
	(一) サービス提供体制強化加算(イ) (1月につき640単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(ロ) (1月につき500単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(ハ) (1月につき350単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算(ニ) (1月につき350単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合									
	(一) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき21単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき16単位を加算)									
(三) サービス提供体制強化加算(ハ) (1日につき12単位を加算)										
(四) サービス提供体制強化加算(ニ) (1日につき12単位を加算)										
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき+所定単位×1.02/1.00)									
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき+所定単位×7.4/1.00)									
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき+所定単位×4.1/1.00)									
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき+(3)×9.0/1.00)									
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき+(3)×8.0/1.00)									

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																																																						
			利用者の数が利用定員を超え6の場合	看護・介護職員の数が基準に満たない場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	18時間以上180時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合																																																																																						
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)	一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (471 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																																																						
		要支援2 (521 単位)																																																																																																					
	二) 4時間以上5時間未満	要支援1 (493 単位)																×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																																						
		要支援2 (546 単位)																																																																																																					
	三) 5時間以上6時間未満	要支援1 (735 単位)																																×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																					
		要支援2 (821 単位)																																																																																																					
	四) 6時間以上7時間未満	要支援1 (754 単位)																																																	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																				
		要支援2 (842 単位)																																																																																																					
	五) 7時間以上8時間未満	要支援1 (852 単位)																																																																		×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																			
		要支援2 (952 単位)																																																																																																					
	六) 8時間以上9時間未満	要支援1 (879 単位)																																																																																			×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100		
		要支援2 (982 単位)																																																																																																					
一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (425 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																																																					×63/100	
	要支援2 (472 単位)																																																																																																						
二) 4時間以上5時間未満	要支援1 (445 単位)																	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																																						×63/100
	要支援2 (494 単位)																																																																																																						
三) 5時間以上6時間未満	要支援1 (661 単位)																																	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																					
	要支援2 (737 単位)																																																																																																						
四) 6時間以上7時間未満	要支援1 (678 単位)																																																		×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																				
	要支援2 (756 単位)																																																																																																						
五) 7時間以上8時間未満	要支援1 (756 単位)																																																																			×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																			
	要支援2 (855 単位)																																																																																																						
六) 8時間以上9時間未満	要支援1 (791 単位)																																																																																				×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100		
	要支援2 (882 単位)																																																																																																						
1) 3時間以上4時間未満	要支援1 (245 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																																																					×63/100	
	要支援2 (259 単位)																																																																																																						
2) 4時間以上5時間未満	要支援1 (257 単位)																	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																																						×63/100
	要支援2 (271 単位)																																																																																																						
3) 5時間以上6時間未満	要支援1 (409 単位)																																	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																					
	要支援2 (432 単位)																																																																																																						
4) 6時間以上7時間未満	要支援1 (420 単位)																																																		×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																				
	要支援2 (443 単位)																																																																																																						
5) 7時間以上8時間未満	要支援1 (480 単位)																																																																			×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																			
	要支援2 (508 単位)																																																																																																						
6) 8時間以上9時間未満	要支援1 (496 単位)																																																																																				×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100		
	要支援2 (524 単位)																																																																																																						
ハ サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(1)	(1)回につき、1.8単位を加算	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																																																					×63/100	
	2) サービス提供体制強化加算(2)	(1)回につき、1.2単位を加算																																																																																																					
	3) サービス提供体制強化加算(3)	(1)回につき、0.8単位を加算																																																																																																					
ニ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算(1)	(1)月につき、※所定単位数×10.4/100.0	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100																																																																																					
	2) 介護職員処遇改善加算(2)	(1)月につき、※所定単位数×16.7/100.0																																																																																																					
	3) 介護職員処遇改善加算(3)	(1)月につき、※所定単位数×6.9/100.0																																																																																																					
	4) 介護職員処遇改善加算(4)	(1)月につき、※1.3の9.8/100.0																																																																																																					
	5) 介護職員処遇改善加算(5)	(1)月につき、※1.3の9.8/100.0																																																																																																					
注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計																																																																																																							
注 サービス提供体制強化加算、及び介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目																																																																																																							

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100
		要支援2 (6,877 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	+ 5 / 100
		要支援2 (6,196 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)			
		要支援2 (524 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	(1月につき +100単位)			
	(2)生活機能向上連携加算()	(1月につき +200単位)			
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(二) サービス提供体制強化加算()イ	(1月につき 640単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算()ロ	(1月につき 500単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 350単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算()イ	(1月につき 350単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 21単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 16単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 12単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×1.02/100.0)			
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×74/100.0)			
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×41/100.0)			
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(3)の90/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(3)の80/100)			
		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計			

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費()	要支援2 (755 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 74 単位	1日につき + 50 単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費()	要支援2 (743 単位)						1日につき + 25 単位		
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費()	要支援2 (783 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 74 単位	1日につき + 50 単位		1日につき + 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費()	要支援2 (771 単位)						1日につき + 25 単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)							
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)							
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)								
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)	注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の90 / 100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の80 / 100)								

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。